

「戦争責任論」説明の意味するもの

——「記憶論」という思想傾向における東アジア被害者国とのコミュニケーション——

藤森 啓

本稿はまず、①現代が歴史の「認識論的時代（自己省察の時代）」であって、ある歴史的事実の解釈がどのようにして成立したかについての説明——本稿定義では「記憶論」といえる——が盛んになってきていること、また②「記憶論」の意義と独自性について、従来言われていることに加えてそれが潜在的に持っている点がいくつかあることを示し、これらによって「記憶論」が豊富な検討対象として現われてきていることを主張する。そしてこのことを前提として、戦争被害者としての東アジアの国々（の人々）——今回は限定して韓国——にとって、「戦争責任論」についての諸々の説明（一種の「記憶論」）が、被害者国にとって何を意味するのかを検討する。

1. 本稿のねらい

本稿は、いわゆる「戦争責任論」を説明する仕方が東アジアの被害者側にとって何を意味するかについて考察することを目標としている。後で改めて定義するが、この、過去の出来事について議論する「責任論」について、さらにメタの視点から説明する議論のことを本稿では「記憶論」と呼ぶ。日本が1945年に終決した戦争やそれまでの植民地支配で東アジア諸国にもたらした被害に関する「責任論」に関して、「責任論」の内容やその発生・消滅をどう説明しているか、より絞って言うと「責任論」が何によって規定されているかについての議論を扱い、それが東アジアの被害者側にとって持つ意味を考えるのである。ただしもとより「被害者にとっての意味」という大きな問題への取り組

みを本稿で完結させることは不可能であり、今回は長期的な課題のための予備的な検討を行うという位置づけになる。

戦争責任とのかかわりでは、特に加害国、被害国の両戦後世代（戦争に直接かかわらなかった世代）にとっては、その認識を前提とした両者の円滑なコミュニケーションのあり方を考えることも重要といえよう。コミュニケーションを円滑に行なうとは、単に双方が「明るい話題」をやり取りするということを意味しない。「明るい話題」によって加害・被害の過去を完全に風化=忘却させるのも1つのやり方ではあるが、もともと焦点となっている過去が非対称的な出来事である以上、それは加害者側の「希望」ではありうるが、被害者側としては首肯しがたい面も多いはずだ。そこで本稿では、円滑なコミュニケーションの前提として、加害・被害の過去に関わる、加害者側、つまり筆者が属する

日本の行為に対する説明について関心を向けるのである。その説明にはとりあえず2種類ある。1つはその「過去自体」の行為をいかに説明するか、つまり歴史記述・歴史認識としての「戦争責任論」の提示で、もちろん多くの積み上げがすでにある。これはもちろんきわめて重要だが、山田朗が言うように、今後大勢を占める非体験世代以降の世代としては、「体験者でなければ伝えられないある種の「熱気」のようなもの」(山田 [2001:13]) を再現することには、無論その努力を怠ってはならないが、おのずと限界があるだろう。もう1つのやり方としては、過去の説明がそれぞれの「現在」においていかに生じたかについての説明つまり「想起」という行為の説明(「記憶論」)の提示がありえ、実際、ほとんどが明示的でないものの、主に「戦争責任論」の中に含まれる形でかなり現れてきている。これによって「応答可能性」(高橋 [1999]) に応え、より深い、加害・被害者の相互理解を進め、円滑なコミュニケーションへと前進する、ということは直ちには保証されない。しかしそのために「記憶論」が被害者側にとって何を意味するのかについて議論することは、少なくともそのための前段階として有益であるように思われる。

論文の構成としては、検討のために必要な言葉の定義を行ってから(第2節)、次に可能な限り「戦争責任論」説明、一般的には「記憶論」がなぜ検討対象たりうるのかの根拠として、現在の思想傾向として「記憶論」が実際に多く語られるようになってきているということを示し、また歴史記述・認識や諸「意識論」と上の文脈において対照しつつその意義ないし独自性を論ずる(第3節)。論文の主目的は既に述べたとおりだが、「長期的な目標」もにらみつつ、言葉の定義と共に、こうした検討をなぜ行うの

かについてやや長めの説明をあてる。そしてすでに実際にある具体的な諸「戦争責任論」説明を参照することによって、限定的な側面ではあるが今後の方向性の呼び水として、「責任論」説明の被害者国にとって意味することとその関連事項について若干の検討を行う(第4節)。

2. 言葉の定義：「想起」、「忘却」、「記憶」、「記憶論」

ここで後の議論に現れる「想起」、「忘却」、「記憶」、「記憶論」といった言葉の定義をしておく。本稿で用いる「想起」や「記憶」は日常的な用語としての個人のそれとは異なり、人々に共有されているとみなすことができる集合的な過去の想起や記憶のことである。また本稿の「記憶」が学術文献に現れる「集合的記憶」や「記憶の政治学」などの〈記憶〉ないし[記憶]と完全に合致するわけではない。これらの従来の研究で「記憶」の語が用いられる場合、主として記憶が少なくとも一側面として再構築されていくものであることと、証言者の存在を前提として歴史記述・認識とは区別されるものであることを前提とすることが少なくはない。そのことを含めて、従来の諸議論は「集合的記憶」や「記憶」、「collective memory」、「social memory」をそれぞれにおいて少しずつ異なる意味で用いている。これらの語を無定義のまま使用しているものも多い。以下の定義では、筆者の本稿以外の研究の絡みもあり、広い一般的な意味を与えておく。

「想起」：何らかの形式で個人あるいは集団が過去の出来事を呼び出すこと

「忘却」：過去の出来事の「想起」をしばらくの間、しなくなること。

「記憶」：「想起」や「忘却」のプロセスや
内容

「記憶論」：「想起」や「忘却」のプロセ
スや内容」を観察しあるいは論じその
規定条件等を論ずる議論

いくつか解説を要するだろう。歴史記述・認識は「過去の出来事を呼び出すこと」なので「想起」に含まれる面がある⁽¹⁾。歴史記述・認識を「記憶」として扱う従来の研究もたくさんあり、そのことは上の定義とある程度合致する。また上の「記憶」は、従来の諸々の「記憶」研究において「記憶」が結果として意味しているものや定義されたものとも大きく齟齬をきたすことはない。更に上記で言う「記憶」や「想起」の意味は、それらの日常的な使用法や従来の研究の「記憶」の意味を含む関係にもある。これらは本稿におけるものよりも広い意味を持たせることになるが、長期的な研究の見通しから、このように定義づけた。なお、後述の議論の便宜のために記しておく、「戦争責任論」は「想起」あるいは「記憶」にあたり、「戦争責任論」の内容やその発生・消滅の説明は「記憶論」に当たる。

3. 「記憶論」を対象とする理由

ではなぜこの「戦争責任論」説明＝「記憶論」を対象とするのか。この節ではその理由を、「記憶論」が頻繁に語られることが現在の傾向であること（3-1）、「記憶論」が持っている顕在的・潜在的意義ないし独自性（3-2）、の両面から示すことにする。もちろん「記憶論」一般についてのみでなく、「責任論」説明を若干関連させながら述べていくことになる。

3-1. 「記憶論」という思想傾向

歴史学者のPierre Nora [1984=2000] が、現代の歴史研究が「認識論的時代」に入ったと主張してから久しい。Noraの言い方によれば、かつて歴史叙述は記憶と一体化していたが⁽²⁾、やがて記憶の力が衰弱して歴史と記憶との間に次第に距離が生じ⁽³⁾、さらに事態が進展して歴史が「記憶の場」を相対化し、分析の対象にするようになったのだ、という。

Noraの議論はやや晦渋だが、この「認識論的時代」というとらえ方には、現代が歴史記述や歴史認識行為への歴史家による自己省察を余儀なくされているという含意がある（上村 [2000]）。ここで省察を行う主体の属性が歴史家であるのか、社会学など他のディシプリンに属する人なのかはあまり意味のないことだろう。ポイントは歴史記述・認識を観察、省察することにある。例えば上野千鶴子 [1998] の「歴史とは、「現在における過去の絶えざる再構築」である。歴史が過去にあった事実をありのままに語り伝えることだというナイーブな歴史観は、もはや不可能になった」（上野 [1998: 11]）というマニフェストは、現代が歴史「認識論的時代」にあることの1つの自覚を意味する。歴史学者自身の多くも同様である。後述の関連で韓国の歴史学者を例示すると、ソウル市立大学国史学科教授の李存熙 [2000] も、「歴史相対主義の学者」が唱えるこれと同様の歴史記述・認識の特徴を挙げ、「以上のような学問的性格や歴史学に対する意味づけは、今日まで学会ではこれを認め受け入れる立場をとって」いるとしている（李 [2000: 26]）。日本の歴史学者、安丸良夫も同様のことを、歴史記述・認識の1つのあり方の前提として受け入れている（安丸 [2001: 81-83]）。またアメリカの歴史学者の多くは、こうしたいわゆる「プレゼンティスト・アプローチ（プレ

センチズム)」⁽⁴⁾をとるものばかりではないが、やはり歴史認識や歴史記述を一種の「記憶」としてその生成、持続、想起のプロセスなどを検討する議論に一定の学問的認知を与えている(e.g. Confino [1997], Crane [1997])。いずれも各国の歴史学のいわば中核に位置する学者たちが、歴史がいまや、それ自体省察されるものとなってきたことを認めているのである。

先にも触れたが、「記憶」の語を用いてそれを対象とする研究が従来からあり、近年ますます盛んである。19世紀からあった認知心理学、つまり人間の脳を中心に身体内に蓄えられているとみなされる情報としての記憶を扱う研究、Halbwachs [1925, 1950=1989] やそのリバイバルとして論じられるようになってきている、集団や社会における過去への共通理解などに焦点を当てる「集合的記憶」研究、それと重複するが、また後の議論とも関わるが、戦争の事実認識や解釈を「記憶」と名づけ、それがいかにポリティクスにさらされているかを問うものもある。まったく学問的文脈が異なるようにみえるこれらの領域に共通するのは、過去において発生した出来事がある時点での「現在」において呼び出す行為のプロセスや内容についての観察や説明を行なうということである。こうした観察や説明は、それとかなり重複する、上で想定したような歴史認識の省察とともに、「記憶論」に相当することになる。

こうして歴史記述・認識自体が観察の対象となってきたことは、Noraから10年以上経った今でも、関連する領域の流れと共に、変わっていないと言える。歴史「認識論的時代」という傾向、もっと広くいえば「記憶論」という思想傾向は論理的に不可逆的である。それに入ってしまった以上、つまり省察することを知ってしまった以上、歴史記述・認識=想起を省察し

ないようにさせるなどということはもはや不可能だからだ。つまり現代は「記憶論」が余儀なくされているか、論ずるのが当たり前の時代なのである。この意味では「記憶論」自体が有益なものであるかどうかはとりあえず問う必要がない。我々は「記憶論」という流れを適切に受け止める、あるいは対処する必要があるのである。

むしろ「歴史記述」や「歴史認識」といった場合に、過去の出来事自体の存在やそのリアリティーを無視しておくことはできない。しかしこうした「過去自体」から距離をとった視点から論ずることがより重視されるようになり、実際そうすることが現代的な傾向であり、そして次項のことも絡んでこれが将来的な傾向でもあると考えられるのである。

3-2. 「記憶論」の意義・独自性

前項ですでに一部、示唆されているが、「記憶論」にはそれを論ずる独自の意義がある。この項では、従来の「記憶論」で自覚的に言われてきた意義と共に、「戦争責任論」についての説明の、またより一般的に「記憶論」の潜在的あるいは新たな意義と独自性を、主に他の類似の概念・議論との対照によって示す。

まず従来の「記憶論」が何をしようとしてきたかということは、そのまま「記憶論」の意義といえ、前項と多少重複もあるが示しておく。「記憶論」に当たる研究があまりに広大な領域に渡っているのでまとめることは困難だが、個人の中の閉じた記憶を扱うものでない、社会性を帯びた「記憶」に焦点を当てているものに限って列挙すると、まず英・米・仏を中心に盛んになっている、集合的記憶の構築、つまりその形成、維持、再編、忘却過程を記述し、時にその意味での政治性を暴露したり、民族運動に与

える効果や大衆動員などを説明したりするものが多数ある。そこではしばしば集団のアイデンティティと集合的記憶との相互の構築が描かれる。集合的記憶としてポピュラーな人物の「名声」が扱われることも多い。またコーホートに共有された記憶の「世代効果」を扱うような研究群がある。他、認知心理学に社会的状況という要素を取り入れて行為の規定因をシミュレートする「社会的認知研究」もある。日本の場合は社会的な記憶の議論はほとんど90年代後半からに限るが、米・英・仏の研究の問題意識や方法を共有するもの他、独自の方向性を示すものがいくつかある。だが今の時点で整理することはさし控えておく。

本稿で強調したいのはむしろ、論文の脈絡に沿った、類似概念や類似議論との対照で浮かび上がる「記憶論」の潜在的な意義や独自性である。次節でわかるように、これらの一部は「責任論」説明の具体的な検討を行なう際の枠組みや手がかりともなる。管見では「記憶論」に当たるものの意義を類似概念との関係でまとめた研究例はいまのところない。そこで本稿の主旨を組み込む形で、歴史記述・歴史認識との対照と中心として、やや多めのスペースを割いて若干幅広くポイントを提示する。

まず歴史記述・認識と「記憶論」との対照だが、歴史記述・認識という「想起」をメタ的にとらえるのが「記憶論」であるので両者の違いは明確だ。しかしより具体的にこれが何を含意するかが問題である。

第1に、戦争の実体験を持たない世代、特に「完全非体験世代」(山田 [2001]) にとっては、相対的に歴史記述・認識の意味が低下し、その分「記憶論」の意義が高まると思われることだ。吉田裕 [1997] は、直接の戦争体験を経験していない世代について、「戦後の歴史教育や平和

教育の枠組みに対する彼らの違和感には共感できる点も少なくない」。「例えば、戦争の悲惨さを強調することによって、平和意識を確固としたものにしようとするアプローチの持つ意義と限界といった問題」があり、「自分自身の課題としても、今後もう少し掘り下げて考えてみたい」という(吉田 [1997: 234-235])。吉田の認識が妥当だとすると、「知らない世代」向けに過去自体の提示をすること、彼らからすると歴史を学ぶことは、引き続き重要だが、一方で「記憶論」の価値が高まることが考えられる。今後「完全非体験世代」が増えるに連れて、その傾向はますます進むかも知れない。

第2に、これが過去の出来事の忘却を阻むことに寄与する議論の1つになりうることだ。再び吉田によると、戦後歴史学においては、「戦争の加害性や侵略性を論証するために、植民地や占領地における抑圧や収奪の実態の解明、あるいは最近では、日本軍による戦争犯罪の実態の解明に大きな力が注がれ…(中略)…この面では戦後歴史学はかなりの成果を挙げってきた」が、「その反面で、戦後処理の問題に代表されるような「戦争責任問題の戦後史」とでもいったようなテーマに対する関心は概して希薄であり、そうしたテーマ自体が長い間おざりにされてきた。時効論や決着済み論が未だに根強いのは、まさにそうした研究状況の反映である」という(吉田 [1997: 14-15])。今まで歴史記述に「大きな力が注がれ」てきたが、「戦争責任問題」が終結したとしたい論者たちにとっては、いくら新たな歴史記述がなされても、いくら新しい「戦争犯罪の実態の解明」がなされても、そのことと戦後の処理が適切になされたかということとは別のものだと主張することが可能だ。決着済みの問題とみるべきかそれとも未決着とみるべきかを判断するためには、これまで

あまり取り組まれてこなかった「戦争責任問題の戦後史」という「責任論」説明＝「記憶論」が必要である。そう吉田は示唆しているように思われる。こうして「記憶論」としての「責任論」説明が、「戦争責任問題」は決着済みだと安易には言わせない手法、より一般的には戦争犯罪の「忘却」を食い止める1つの手法になることが考えられるのである。またしばしば言われるように、ある特定の歴史記述・認識が影響力を持つことによって他のそれが必然的に抑圧されるのだが、場合によってはこれが特定の過去の事実自体の「忘却」にもつながるだろう。「記憶論」は多様な歴史記述・認識を同時に扱い、またそれらが対象とする過去の事実をも前提として論じられるので、今述べたこととは意味合いは異なるが、やはりそうした「忘却」を防ぐように作用すると考えられる⁽⁵⁾。

第3に、従来の「記憶の政治学」の議論でもある程度言われていることだが、「記憶」を考察対象にすることは、「想起」だけでなく「忘却」を考えることでもある。無論これは前記のような「忘却」の阻止につながるのとは異なる。「自由主義史観」研究会は「従軍慰安婦」問題について、「あれだけ反日をこととしている韓国が過去五〇年間近くもそれを日本の犯罪としてその問題を持ち出さないはずがなく、その証拠も、それが存在すればとっくの昔に明らかにされているはずである。持ち出さないということは、そういう事実はなかったということだ」というロジックを用いる（自由主義史観研究会[1996:82]）。この主張に対しては当然、「問題を持ち出さなかったこと自体が問題なのだ」と反論できるのである。そこに「想起」と「忘却」の政治学があった、あるいは広義の認知枠組み（個々人の認知だけでなく社会的事実としても）が問題の浮上に適していなかったのだと主張する

ことも可能だ。こうした想起と忘却のダイナミズムを扱うのは「記憶論」の特徴であり、意義でもある。

第4に「記憶論」は「記憶」の管理が可能かどうかを表明する側面を持っている。ある過去の事実を対象とする歴史記述・認識は多様なものとなりうるが、その出来事自体は今となっては変更しようがないはずである。それに対して「記憶論」の対象である「記憶」あるいは「想起」は変更可能なものであり、「記憶論」は直接には変更可能なことについて語ることになる。特に自己（自国）の「記憶」を他者に説明するという状況を考えるならば、それは自己「記憶」のコントロール可能性について他者に伝えることになるのである。このことは後の検討の際に再論する。

第5に歴史記述・認識というより、より限定して「戦争責任論」との対照で言うと、「記憶論」としての「戦争責任論」説明は「戦争責任論」自体とは異なる次元の議論を行なうことになる。戦後世代にとっては、「戦争責任」というものがいろいろな論者から提示されるとき、心の芯から同意する場合や人から、開き直って「自分には関係ない」とそっぽを向いたり（高市早苗）、逆に論者を攻撃したりする（「自由主義史観」研究会）場合や人までがある。だが当然ながら、「責任論」説明への態度は、対象となる「責任論」への態度と合致するわけではない。つまり、「責任論」説明は「責任論」とはある程度独立して議論することが可能であるということだ。「記憶」を論ずることはもちろん重要だが、「記憶論」は別の重要性を持ちうる。政治性がダイレクトに絡む激しい議論からいわば距離を置いて冷静な議論を行なえるのである。

また「想起」のように過去を強く意識することなく現在を説明する議論も、時に「記憶論」

と近いものになりうるだろう。社会意識論、構築主義の社会問題論、諸々の政治学的議論、非「記憶」の認知心理学、リアリティー構築の社会学などといったものの中には、過去が現在に呼び出されるという面が中心的な要素でないとしても、広義の「知識」の成り立ちを説明する議論として、「記憶論」と類似することもある。ここではこれらのうち社会意識論との違いのみを簡単に列挙しておく⁽⁶⁾。「記憶論」は社会意識論という範疇の中で扱うことが可能かもしれないが、前者は後者と異なり、①まずいうまでもなく説明対象の「想起」が、過去の事実を現在とは異なるものと自覚しつつ対象としている、ということだ。こうした間接的な形ではあるが、「記憶論」は過去の事実を議論の中に、より意識的に組み込んでいる。②またそれと関連するが、「記憶論」を唱えたりそれを聞いたりする主体、またそれが対象とする「想起」をする主体としては、先に挙げた「事実」を実体験している世代から「完全非体験世代」までがあり、これらの世代によって各々の主体におけるあり方が異なる様相を示すはずである。更に③歴史記述・認識との対照と同様、内容だけでなく、想起と忘却のダイナミズムをも対象とすること、またより一般的な言い方で、ある種の語りのクラスタの浮上と沈静化のみならず、特に再浮上を問題にしうる事が挙げられる。再浮上を問題にしうるのは、「記憶論」においてはやはり過去自体という「原点」が存在すると観念されるからである。

以上、現代においては「記憶論」が盛んに語られる思想傾向にあることと、「記憶論」には従来の議論に限らずさまざまな意義と独自性があることを示した。またこうした意義・独自性は、前者の思想傾向を将来的にも存続させるように作用すると思われる。一種の社会現象とし

て現在から将来にかけて大きな潮流をなすであろう「記憶論」、また語る意義と独自性が明らかな「記憶論」を検討することは、それ自体自然なことだろう。加えて「責任論」説明は加害者側と被害者側とのコミュニケーションのあり方の1つともいえ、それが持つ意味を検討することは、両者の今後のあり方を考える1つの視点となりうる。そして「記憶論」としての「責任論」説明は実際、以下で見るように、いくつかの重要な問題を潜在させているのである。

4. 「戦争責任論」の諸説明が意味するもの

4-1. 検討対象と範囲

前節で示したことを前提として、「記憶論」としての「戦争責任論」説明の意味を考える。すでに述べたように、その一般的な意味を漠然と考えるのではなく、被害者国にとって何を意味するかに焦点を当てる。「責任論」説明といっても「責任論」の提示が主目的である中で必要に応じて示されるパターンがほとんどで、また断片的なものが多いものの、以下で示すようなものを抽出することができ、それについて従来の「記憶論」についての知見やその他を活用しつつ検討がなされることになる。

ところで本稿ではすでに「被害者側」、「加害者側」という語を用いているが、これらはそれぞれ、この研究の長期的な視野においては、日本人つまり法的・政治的に日本に属する人々と、同様に戦争によって被害をこうむった東アジアの国に属する人々のこととする。後者は特に本稿においては、「在日」を含む韓国の人々に範囲を限定する。むろん、法的・政治的な所属だけで被害者と加害者に分けることは、さまざまなマージナルな所属の人々を生むことになり、またそれらカテゴリー内の多様性について

保留することになるのだが、さし当たってこのような分け方をしておく。以下の議論にとってもこの定義で十分だと思われる。またこのように定義する多少積極的な意味もある。安彦一恵は、東アジアの「被害者・国からは日本人総体に対して、したがってその一人一人である各日本人に対しても「おまえ（たち）」は責任を取るべきであるという告発がなされる（傍点安彦）」とした上で、「被害者（遺族を含む）の感情に合わせて、したがってその告発に直接的に対応すべき（傍点安彦）」であり、「その告発が「日本人」総体に向けられたものであるとき、そのとき限りにおいて——なお国家の枠組みを前提として——「日本人」のあり方…（中略）…として問題にすべきである」とする（安彦[1999:43,48]）。また「朝鮮人は日本人としての全体責任を問うているのであって、「個別者」の責任を云々してきたわけではない。」と「在日」の李順愛も言う（李[1998:39]）。高橋哲哉も、法的、政治的に日本人であることが一定程度の説明責任を持つとしている（高橋[1999]）。本稿はこうした見解に同意する。ここでの日本人に対する視線は、「戦争責任論」を説明する日本人に対する視線にもなるだろう。したがって、具体的にどういう立場で誰に対して「記憶論」を発するのかは、やはりマージナルな存在とカテゴリー内の多様性といった問題を含むものの、上の分け方が一定の妥当性を持つと考えられるのである⁽⁷⁾。

さて、「在日」を含む韓国の知識人の中で、過去の事実自体や「想起」の提示ではなく「記憶論」の提示が意味するものについて語っている人がいれば話は簡単だが、筆者が見た限りでは、それはゼロである。しかし日本における「戦争責任論」についての韓国知識人自身の説明と日本人のそれとを比較することによってそ

れを推測することはできるかもしれない。それを含めて検討を具体的に展開するために、検討対象についてさらにいくつかの設定を要する。

本節の検討対象は「記憶論」つまり「戦争責任論」（の内容やその発生・消滅）の説明ではあるが、それをもう少し絞り込んでおく。「戦争責任論」としてはここでは、1990年代に入って「従軍慰安婦」問題が激しく議論されてきていることと、90年代後半から「自由主義史観」研究会が一時期台頭し大きな力となったことの2つのこととする。それらはいずれも「日本」における「想起」といえる。これら2つの「想起」=「責任論」が何によって規定されているかを説明している議論について考察するのである⁽⁸⁾。

ところで前節で触れたが、加害者側が「責任論」というレベルで被害者側に提示する場合と、「責任論」の説明つまり規定因の提示というレベルでのそれとでは、おのずと提示の仕方が異なってくる。ごく大ざっぱにいつてしまえば、前者の場合、自分の考えとしての責任論を主張し、敵対する議論を激しく批判するというスタイルをとる。そこにおいては究極的には論敵の鎮圧、消滅が目指されると見ていいだろう。それに対して後者の場合は、被害者側に対面するとき、一時的に、一側面として「日本」を背負うことになる。とすると「日本人」として「日本」の記憶について説明すべき理由をもつことになるのであり、「責任論」としては自分が反対する議論をもこの意味で引き受けざるを得ないのである。そうでなければ「日本人」という主体としての「記憶」への責任を半ば回避することになる。一応、多くの「責任論」論者が自分の「責任論」と対立する「責任論」についての規定因の説明を行なっている。今のところこれは論敵への批判の一環として有効なために強

調されることが多いのだが、ともかくこうした位相の区別を考えると、今の議論の文脈では論理的には「記憶論」が扱う対象として敵対する甲乙の「責任論」両論を共に扱う方がよいように思われる。

よく言われるように、「自由主義史観」の論者である西尾幹二や藤岡信勝の議論は矛盾も多く、牽強附会としか言いようのない「論理展開」に満ちているかもしれない。そうでなくとも彼らの議論は日本と韓国とのまともなコミュニケーションを損なうものであり、本稿の主旨からしても首肯できるものではない。しかしこうした非論理的な議論を、まず対処に当たるのが自然である日本の歴史学界が放置したことが、彼らを増長させた一因であったのであり（李元淳[2001:16]）、これを無視することはできない。また李順愛[1998]によると、この動きと論争については韓国にも伝えられており、「もう少し立ち入った分析を含む深い分析が韓国でも求められている」という[李順愛1998:12-13]。こうした理由から、一時期台頭した「自由主義史観」という「想起」をも対象とするのである。韓国の人々の多くもそれについての説明を欲するだろう。韓国で「民間次元の妄言」[李順愛1998:12]といわれるこの史観と活動について、「日本人」としては自己の暗部を説明することになるが、被害国への応答を怠らないとするならば、こうした点の説明も引き受ける必要がある。被害者側にとって、「自由主義史観」研究会の考え方に接すること自体に直接的な利益はないかもしれないが、「記憶論」としては、すなわち自由主義史観がなぜ日本において登場し、一定の支持を得ているかについての説明を聞くことは、あとで示すような問題はあつたものの、それ自体、ごく自然な要求といえよう。

また本稿は、2つの「責任論」を視野に入れ

るだけでなく、複数の立場の人の「責任論」説明を扱い、比較も行なう。大学の教員やジャーナリスト、作家など「知識人」といわれる論者の議論に限定した上で、①被害者側寄りの議論を行なう日本人論者、②「自由主義史観」研究会の論者、③「在日」を含む韓国人論者、のそれぞれの議論を対象にする。ただし②による自身の規定因の記述は比較の対象からはずした。このうち「在日」を含む韓国人知識人は、「責任論」説明を聞く側でもあるのだが、彼らの議論がもし日本人による議論と特徴を異にするとすると、それは韓国人知識人が「聞きたい」「記憶論」に近いものが提示されているといえるかもしれない。この点、提示される説明の持つ意味として重要である。また「自由主義史観」による議論を対象とするのは、より幅広く「記憶論」をサーベイすることになるということ以外に、比較の結果にみられる擬似相関の可能性を多少とも排除するためでもある。三者を国籍変数で分けると「①②/③」という仕切りになる。ここで仮に①と③との間に有意と思われる何らかの差があつたとしても、それだけではさし当たって国籍による差であると判断するのが適切かどうかはわからない。国籍によるものならば少なくとも②と③との有意差も確認する必要がある。また同じ事柄に関して①と②との有意差があれば別の何らかの変数が効いていることも考えられる、などと、こうして②のカテゴリーが分析上、有効に機能することが期待されるのである⁽⁹⁾。

他、「責任論」がどのように規定されているかという議論が、「責任論」が対象とする過去のトピックによっておのずと決まってくる面もあろう。また例えば、「責任論」説明の対象としての「自由主義史観」研究会については、それが台頭した当初と歴史教科書の2001年採択の

結果 (0.039%採用) の後とでは条件が異なる。しかしここではこうした過去のトピックその他の変数のコントロールをあえて厳密にはせず、「記憶論」の意味の発見に努めることにしたい。

なお、あくまで本稿で行なうことは「戦争責任論」説明の検討であり新しい「戦争責任論」の提示ではない。例えば「従軍慰安婦」を組織するために軍による強制連行があったかどうかという過去の事実自体や、日本の死者への弔いを通じてのアジアの死者への哀悼・謝罪に至る道(加藤 [1995]) が可能かという問いなどの是非について議論するようなことはしない。

4-2. 「記憶論」＝「戦争責任論」説明の分類とそれぞれが意味するもの

まず「戦争責任論」としての「想起」が何によって規定されているかについて、論者の属性や2つの「責任論」の区別を問わず、比較的頻出する説明のしかたとしてどのようなものがあるかに注目する。これらは行為者内的要因による説明と行為者外的要因とに分けることができ、更に行為者内的要因は主として①政治的要因、②経済的要因、③意識・思想・心性的要因に、行為者外的要因は主として①海外要因、②世代的要因に細分化できる。暫定的にこのように分類する。

それぞれ典型的と思われる例を、「従軍慰安婦」問題浮上と「自由主義史観」台頭を混ぜた形だが、簡単に挙げておく。行為者内—政治的要因としては、例えば浜林正夫 [1997] は、1993年に細川首相がアジア太平洋戦争を「侵略戦争」として認める発言をしたことに対して自党内の一部が危機感を強め、党の「靖国関係三協議会」が「歴史・検討委員会」を発足させ、95年に『大東亜戦争の総括』という本を出したことが「自由主義史観」研究会の動きにつなが

ったと説明する(浜林 [1997:6])。行為者内—経済的要因による説明は90年代の「責任論」に対してはめったに見られないが、「冷戦構造の崩壊やバブル経済の破綻などから生じた人心の動揺に乗じ」て、「健全なナショナリズムの復権」の名の下に「独自の歴史観を主張した(高橋 [1999:112-113])」としているのは、一部この種の要因が含まれている。行為者内—意識・思想・心性的要因としては、「日本社会に伏在する、「日本はいつまで謝らなければならないのか」「戦争が終わって五〇年もたつたのだから加減にしてくれ」という意識」(山田 [2001:165]) や、日本にとっては間接的な説明だが、「従軍慰安婦」問題が取り上げられるようになったことについて、「恥」から「被害者」へと行なわれたパラダイム転換(上野 [1998]) が指摘されている。また「在日」の作家、徐京植(男性)が80年代ぐらい以降の日本の状況に関して、「植民地支配について、内在的な反省に立った歴史認識を国民の総意として持ち得なかった」が、それは「そうした過去を自己の内面的な倫理で捉えることのできない大多数の日本国民は、国際的な舞台でその問題を突きつけられてとまどい、「嫌韓論」のようなある種の反感が広く受け入れられる精神的風土をつくってきた」からだ(徐、田中 [1996:48]) と主張するのもこのカテゴリーに含まれる。行為者外—海外要因は例えば、冷戦終結によって、それまで冷戦体制下で抑圧されてきた諸地域からの戦争責任追及の動きが一挙に噴出したために、またフェミニズム運動の動きと絡む人権問題などの国際化の波によって、それへの反応として日本で従軍慰安婦などの議論が盛んになった(赤澤 [2000:2626-2627]) という類の説明が典型的だ。またアジア諸国の反日ナショナリズムへの反動によって(吉田 [1997:234])、ホロコース

ト否定論の輸入によって（高橋 [1999: 117]）、冷戦崩壊で押し付けられてきた罪責感からの解放によって（高橋 [1999: 20]）、それぞれ自由主義史観の台頭の説明がなされている。最後に行為者外的・一世代的要因というのは要するに世代が下るに連れて生じる「忘却」の影響を指す。例えば、「自由主義史観」研究会は「戦争非体験世代」が「完全体験世代」に戦争を伝承しようとして起こった1つの潮流である（山田 [2001: 4]）という議論がそれに当たる⁽¹⁰⁾。

さて、これらの説明が被害者側にとって何を意味するか。ここで前節で触れた「記憶」のコントロールの可能性に着目したい。先にも示唆したが、日本人は韓国人に「記憶論」を提示するとき、一時的に日本全体の「責任論」を背負うことになる。つまり特に「反省すべき」と定義されている過去についての、その後の日本人の「記憶」は、適切に管理されることが彼らにとって有意義でありうる。なぜなら、そうでなければすでに述べたような、「軍国主義復活」などといった韓国人々が強く憂慮しているだろうことが現実になる可能性が増すからである。

まず相対的に、行為者外要因が、日本の「記憶」についての自らのコントロールが不可である面を示し、行為者内要因が不可の面を抱えつつも可である可能性を示しているように見える。若干細かく見ると、行為者内要因のうち政治的要因はコントロール可能である、少なくとも他者＝被害者側からは可能であることが期待されるはずだ。それに対して経済的要素の不確実性は近年ますます高まってきていると思われる、そういう認識を他者がとるなら、経済的要因の提示は「記憶」のコントロールが困難な面を示すことになる。意識・思想・心性的要因についてはこの点グラデーションがあるだろう。

例を3つ示したのはそのためだが、このうちどちらかという上野の「パラダイム」という認知枠組みは可、徐の「精神的風土」のような心性は不可といえるだろう。後者は過去において形成されてきたものを指しており、「現在」の行為者によっては変更しようのないものとして提示されているからである。一方、行為者外的要因を見ると、海外要因については、例示以外でも、日本がコントロールできることを示すような説明の提示は見当たらない。また世代の交代も、時間の経過という不可避の作用による「忘却」を強力かつ確実に押し進めるものであり、「想起」の管理を困難にするといえる。こうしたコントロールの可・不可が相互コミュニケーションの一方の当事者としての信用を左右する可能性を潜在させていると思われる。

だがコントロール可能性があることを示す要因がそのまま被害者側にとって高く評価できるものといえるかどうかというところではない。なぜならそれは、誰が「想起」をコントロールするかによって、彼らにとっては両義的であるからだ。

政治的要因などで示されるような「記憶」の説明の類には、Olick & Robbins [1998] によって「道具的 (instrumental) プレゼンティズム」という名が与えられている。「プレゼンティズム」——「プレゼンティスト・アプローチ」とも言う——一般は「集合的記憶」研究で若干の論者によって自覚されてきている概念で、現在の諸状況によって「記憶」（厳密には本稿で言う「想起」）の内容が決定するという考え方である。上記の諸説明も、「心性」を用いるなど「過去自体」に因を求めめる一部のものや側面を除くほとんどがこれに当たり、「記憶論」の主要な趨勢であることを示している⁽¹¹⁾。「道具的プレゼンティズム」はより限定されて、現在の

「特定の目的のための過去の表出として記憶の企業家精神を考える」[Olick & Robbins 1998: 128] もので、記憶の意図的な構築性、操作性を前提とするアプローチや考え方をさす⁽¹²⁾。政治的な要因だけでなく、上野の「パラダイム転換」についてコントロール可能性が高いとしたのも、そこにこうした側面がみられるからだ。

本稿の「戦争責任論」の範囲ではないが、道具的プレゼンティズムを前面に出した説明のうち、「加害／被害」の図式をもつ他の例として、例えば、スミソニアン博物館でのエノラ・ゲイの陳列とそれにかからむ歴史解釈をめぐる論争を検討するいくつかの議論がある (e.g. Hubbard & Hasian [1998])。これは、「加害国」アメリカにおける記憶についての「被害国」日本への説明には一応なりうるが、被害者の立場から見れば、陳列を行なおうとした博物館員にエールを送りたい気持ちとともに、退役軍人や議会の動きに対して歯がゆい思いをするだろう。このことは韓国人にとっての、日本における「責任論」の説明を考える場合も同様ではないか。道具的プレゼンティズムの議論は、「記憶」をコントロールできること自体は示すが、「期待」どおりにコントロールできることが示されるわけではない。すなわち利益的に異なる立場の記憶の「企業家 (entrepreneur)」がいるからだ。そういった意味では政治的要因など道具的プレゼンティズムの説明は、被害者側の期待にとっては両義的で、かつランダムな結果（「想起」）をもたらすことを示していることになるといえる。

4-3. 論者の属性別「記憶論」が意味するもの：2つの陥穽

次に、①被害者側寄りの議論を行なう日本人論者（以下「日本人」とする）、②自由主義史観

研究会の論者（以下「史観」とする）、③「在日」を含む韓国人論者（以下「韓国人」とする）と、先に分類した論者の属性によって「記憶論」に違いがあるかどうかを見る。

以下のデータのもととなる資料としては、NACSIS-WebCATとFELIX上で「戦争責任」、「従軍慰安婦」、「自由主義史観」の検索にかかった書籍と雑誌論文を総覧したうえで、複数の書店の書棚から、特に「在日」でない韓国人の議論を補った。よって網羅性はおろか、抽出の無作為性にも問題はある。しかし以下で示される「規定因」の記述数はその中身の濃さ共に、大まかな傾向を表すものといえるだろう。見出された「記憶論」＝規定因を示す記述は、前項で分類した、政治的要因、経済的要因、意識・思想・心性的要因、海外要因、世代的要因の5種の規定因別にカウントした。ただし1人の論者において同種の規定因が複数回示されても、それは1つのものとして扱った。また1つの説明クラスタにつき2つ以上の規定因が含まれていることもあるが、それぞれの規定因としてカウントした⁽¹³⁾。

ただし、例えば「従軍慰安婦」問題の政治的要因については「史観」が、国内外の反日勢力に仕組まれた陰謀だとする（藤岡 [1996→2000]）のに対し、それ以外（赤澤 [2000] 以外は女性）はすべて女性運動の成果であるとしているように、本稿が設定した規定因としては同じでも、主に「史観」と「日本人」、「韓国人」の中身は異なっていることが多い。このように、数字だけで何らかの解釈をすることは困難であることには留意しなければならない。

さて、結果の数字には実際、顕著な特徴が1つ表れた。それは「自由主義史観」の台頭に関して、「韓国人」が提示する規定因が「日本人」のそれと比べて、意識・思想・心性的要因の採

用率が、「日本人」4/20（20ケース中4ケース）に対して「韓国人」7/12と非常に高いということだ。これが実際どうなのか更に中身を見てみると、全体のカウント以上に心性を強調していることが読み取ることができる。まず「韓国人」のそれはどうか。すでに示した徐京植以外でいうと、例えば慶熙大学校英語英文学部教授で文芸評論家の都正一（男性）[2001]によると、「自由主義史観」が力を持ったのは、1つには日本が「再び覇権主義的な国家主義に旋廻」する「地殻変動」によるものであり（都 [2001: 87]）、また「西洋対アジアという二分法」が侵略行為を正当化する骨格となっていて、自らは西洋に入れるという優越感とそれを前提とする正義感、またそれとは別に国家的利益を追求する国家的正義感があることによるのだという（都 [2001: 90-91]）。そして都は更に日本人の心性の深層について言及し、「自愛ナショナリズム」の「底にはとても深い憂鬱が沈殿し」、「自己憎悪と深く関わり合っ」ており、その意味での「自虐は…（中略）…ナショナリズム勢力が自分自身に向かって遂行している無意識的な自責行為のように見え」という（都 [2001: 93]）。また作家の殷熙耗（女性）[2001]も、「歴史を歪曲してまで軍事大国の夢を捨てないのは、かつてアジアを武力で支配した日本と日本人の心にひそんでいる優越意識のもうひとつの表現だと思う」と述べる（殷 [2001: 11]）。韓国の歴史学者やジャーナリストなどは、どちらかというところした深層面にまで立ち入る議論を提示していないが、それでも一様に、日本において近年、ナショナリズムが高揚してきていることやその類のことを規定因としてあげている（鄭在貞（男性：歴史学）[1998: 242]；姜萬吉（男性：歴史学）・中塚明 [2001: 68]；李元淳（男性：歴史学）[2001: 9]；権赫泰（男性：経済学・

経済政策）[2001: 65-66]；『朝鮮日報』2001.4.6付）それに対して「日本人」によるものは、例えば米軍による無差別攻撃や原爆投下、満州におけるソ連の暴行などの「連合国側の戦争犯罪の記憶が心理的土壌を形成」したという吉田裕（歴史学）[1997: 22-23]、「日本はいつまで謝らねばならないのか」という意識が背景にあるという山田朗（歴史学）[2001: 165]、ナショナリズムを前提とするとする高橋哲哉（哲学）[1999: 117]の規定付けがある。また田中伸尚（ジャーナリスト）は「日本人の精神的特徴は自己批判を知らないということである。あるのは、自己愛、つまりナルシズムだけである」というカール・レービットの言葉を持ち出して、それが実証されてきているという藤田省三の考えを肯定しているが、ただしこれは先にあげた徐京植との対談における脈絡で述べたことである（徐、田中 [1996]）。

論者の属性の多様性とそれによる影響は考えられるものの、おおむね、「日本人」と「韓国人」とでは、後者が日本人の心性の奥深い、不変的な部分を問題にしているということが有意な差としていえそうである。紙数の関係でこれ以上記すことはできないが、各論者が特に重きを置いている規定因や、規定因の提示自体にかけているウエイトなどを考慮に入れると、このことはよりはっきりする。

これに関連して、それでは「日本人」は「自由主義史観」の説明として相対的に何を採用する傾向にあるかというところ、本稿のデータの限りでは、海外要因を多く用いている。「日本人」4/20に対して「韓国人」1/12である。そのことを踏まえ、また前項のコントロール可能性についての議論にならって、こう解釈できるのではないか。被害者寄りの議論を行う「日本人」は外部要因、つまりコントロール不可能なものに

原因を求めることによって責任を転嫁するような潜在的構造を持っているのだ、と。韓国歴史学会の御大と目される李元淳 [2001] によると、「新しい歴史教科書をつくる会」の歴史教科書における「決定的歪曲」の1つとして、「近現代史上日本との間に行なわれたあらゆる戦争の勃発理由を徹底して相手国に転化して」いることを挙げることができる (李元淳 [2001:12])。これらが妥当だとすると、海外要因による規定付けは、この意味では「つくる会」と同じ論理構造を持つのである。これは被害者寄りの日本の知識人が潜在的に持っている「記憶論」の陥穽と言える。

一方、相対的に多くの「韓国人」が日本人の深い心性を「自由主義史観」の背景とみていることはどう解釈できるか。聖公会大学校日本学科教授の権赫泰は、「今度の教科書波紋が韓国人にとってどのような意味を持っているか」というと、「もちろんこれに対する私たち韓国人社会の答えは、… (中略) …「日本軍国主義復活」に対する懸念であり、これは日本社会の変化を長期的に示している傾向の問題でもある」と述べる (権 [2001:63])。1つにはこうした常に日本が軍国主義を復活させる可能性を持っているという韓国の知識人の「懸念」と合致していると受け取ることができる。他の要因による説明はおおむねそれがよりランダムに作用するものとして提示されることになるのに対して、深い心性を「想起」の規定因とすることによって、いってみれば「確実に」、また「予想通り」に日本で軍国主義が復活することを示すことになるからである。そしてこのことと、心性による説明が想起のコントロールが不可能で、しかも行為者内的要因つまり日本人自身にほとんど100%責任があることを意味することからすると、韓国の知識人は日本人に対して、

「悪質」な想起の責任について強く迫りつつ、しかもそういう「悪質」な想起がいつでも起こることを織り込み済みの一種の諦観の態度をとっているということに、少なくとも論理的にはなる。この、韓国知識人がおそらく潜在的に帯びているパラドキシカルな観念状況はもう1つの「記憶論」の陥穽といえよう。

5. まとめと今後の展望

前節で、「記憶論」の提示相手がある程度具体的に想定し、相手にとってそれが何を意味するか、データの数は少ないものの検討を試みた。その結果、(1)「想起」の規定因によって、「想起」者にとってそのコントロールが可能であると他者に示していることになるものと、それが不可能であることを示していることになるものがあること、また前者にしても、より具体的な話としていうと、誰が「想起」つまり「責任論」をコントロールするかによって、被害者側にとっては両義的であることが示された。また(2)潜在的なものとしてはあるが、被害者寄りの立場の「日本人」による、自己の「想起」=「戦争責任論」についての説明が、責任を「外部」に転嫁する、自由主義史観と同様の構造を持っていること、また、「韓国人」が日本人一般に対して「責任論」において強く批判しつつも、一方で批判対象が変化し得ないものとしても捉えているという、矛盾した面を持っていること、の2つの問題が示された。

最後に、今後の研究に向けての留意点や見通しに関して、いくつかの点を挙げておく。

第一に、海外からの影響という「記憶」の説明は確かにコントロールの不可能性を問われることになるが、グローバリゼーションが進む中で海外要因による説明が重みを増していくのは

必然であるように思われる。そうした脈絡でこの説明をどう評価すべきかが今後の課題の1つである。

第二に「責任論」に対する「責任論」説明、一般的な言い方では「想起」に対する「記憶論」は、「責任論」あるいは「想起」に必然的に伴うオリジナルな「過去自体」のコンテキストから相対的に距離を置いて論じられることになる。あたかもオフィシャル・メモリーやパブリックメモリーがローカルなメモリーを抑圧するように、「記憶論」が直ちに「過去自体」を抑圧しそれが「過去自体」の忘却をもたらす、とは思えない。これに関連したことは第3節でも述べた。しかし例えば既に挙げた中で言うと、被害者寄りの日本人知識人といえる浜林正夫[1997]による「自由主義史観」台頭の説明は、いくつかの政治勢力の作為によるという道具的プレゼンティズムの立場を取るという点では「自由主義史観」研究会による「従軍慰安婦」問題発生に対する説明と差がない。「記憶論」の意味についての更なる検討として、それが持つ忘却作用の有無やあり方を追究することも今後の課題である。

第三に、今回は「責任論」としては「従軍慰安婦」問題の問題化と「自由主義史観」の台頭のみを扱い、その説明としても、規定因という「記憶論」の一部を構成する側面を検討したに過ぎない。またすでに記したように、オリジナルの「過去自体」が「記憶論」のあり方に大きく関わることも考えられる。少なくとも「記憶論」の意味するものについてのより一般的な命題を提示するとすれば、上記の意味でのさまざまなケースを検討する必要がある。

最後に、詳しくは別稿に譲るが、「記憶」研究においてごく近年重要な話題となってきているプレゼンティスト・アプローチにはいくつか

の類型が考えられるが、それが本稿の「想起」のコントロールの可否と大きく関わると思われる。この意味で本稿がプレゼンティスト・アプローチの考察へと接続する1つの手がかりともなりうると展望しておく。

註

- (1) 「歴史」と「記憶」との関係については微妙な面があり、論者によっても異なるので、本稿では深く立ち入らない。ただし後述するように、歴史記述や歴史認識と「記憶論」の違いは明らかである。
- (2) ヨーロッパにおける近代以前の状況をさすと思われる。「諸個人」の記憶がそのまま歴史を意味した。
- (3) 近代に入って産業化などによる急速な社会変動により、諸個人の記憶が忘却の圧力を強く受けていた。
- (4) 過去を想起する仕方——何を想起するか、どのように解釈するかなど——が想起する現在の諸状況によって決定する、という前提で、過去を現在において呼び出す行為を観察するやり方。後述(第4節)も参照。
- (5) もちろんどのような過去の事実を「忘却」しないかによって全く意味が異なり、また「忘却」しないこと自体も正負の価値を持つだろう
- (6) 他の概念や議論との違いや、これらの違いが「記憶論」のどのような意義につながるかについては、かなり多くの精密な議論を要し、かつ「記憶論」のかつてない大きな意義付けにつながる見通しを筆者は持っており、別稿にまわしたい。
- (7) 法的、政治的な意味での日本人だけとってみても、直接残虐行為を行なった人と同時代のそうでない人、またそうした「体験世代」と「非体験」、「完全非体験世代」といった違いがある(山田

[2001])。またこの戦争責任についてのスタンスももちろんまちまちだろう。本稿の議論はこうした差異を想定しておらず、おのずと限界がある。

- (8) 「敗戦後論」(加藤 [1995]) に端を発する一連の議論である「歴史主体」論争については、議論自体が加藤の議論の理解への誤解も多く(安彦 [1999]) 錯綜しているためか、これがなぜ激しい論争となったのかについての説明はあまり見当たらない。したがって今回、この論争は視野に入れない。
- (9) ただし結果的には次項に見られるように、こうして②を入れたことが分析上の有効性を持つことはなかった。
- (10) ただし山田は、この伝承には「体験世代」から「非体験世代」へのそれとは異なる言葉が必要で、伝承自体危機にあるという認識である。
- (11) これについては別稿で整理する予定。また「世代」が反プレゼンティズム的な要素を含むことも別稿で論ずるつもりである。
- (12) Schudson [1992] はほぼ同じものを「利益理論

(interest theory)」と呼ぶ。またプレゼンティズムとして「道具的」に対置されるものとして、Olick & Robbinsは「意味的 (meaning、「文化的」とも) なプレゼンティズム」を置いている。これは、「我々が我々自身の経験を基礎に、また文化的な枠組み内で世界——過去を含む——を解釈するという事実の不可避的な結果として選択的な記憶を考える」ものだとする。上野 [1998] のパラダイムによる説明は「道具的プレゼンティズム」と共にこちらの要素も持つ。

(13) カウント結果の全体は以下の通り。

a. 「従軍慰安婦」問題の問題化について

	政治的要因	経済的要因	意識等要因	海外要因	世代的要因	その他
「日本人」	5	0	2	4	0	0
「史観」	1	1	2	1	0	0
「韓国人」	1	0	0	0	0	0

b. 「自由主義史観」台頭について

政治的要因 経済的要因 意識等要因 海外要因 世代的要因 その他

文献

Confino, Alon, 1997, Collective Memory and Cultural History : Problems of Method, *American Historical Review*, 102-5 : 1386-1403.

Crane, Susan A., 1997, Writing the Individual Back into Collective Memory, *American Historical Review*, 102-5 : 1372-1385.

Halbwachs, Maurice 1950 *La memoire collective*, P.U.F. = 1980, Francis J. Ditter Jr., Vida Yazdi Ditter (tr.), *The Collective Memory*, N.Y.: Harper & Row. = 1989 小関藤一郎訳, 『集合的記憶』, 行路社。

Halbwachs, Maurice, 1925/1952, *Les cadres sociaux de la memoire*, Paris: Presses Universitaires de France. = 1992, translated by Lewis A. Coser, The Social Frameworks of Memory, In Lewis A. Coser (ed.), *On Collective Memory / Maurice Halbwachs*, Chicago and London: The University of Chicago Press, 35-189.

Hubbard, B., H. A. Hasian 1998 The generic roots of the Enola Gay controversy, *Political Communication*, 15-4:497-513.

Nora, Pierre 1984 Entre memoire et histoire, *Les Lieux de memoire*, vol.1, Gallimard. = 2000 長井伸仁訳, 「記憶と歴史のはざまに——記憶の場の研究に向けて」, 『思想』, 911 : 13-37.

Olick, Jeffrey K., J. Robbins, 1998, SOCIAL MEMORY STUDIES: From "Collective Memory" to the Historical Sociology

of Mnemonic Practices, *Annual Review of Sociology*, 24:105-140.

Schudson, Michael 1992 *Watergate in American memory: how we remember, forget, and reconstruct the past*, N.Y.: Basic Books.

李順愛 1998 『戦後世代の戦争責任論——『敗戦後論』をめぐって』岩波書店。

李存熙 2000 「歴史教育における民族主義と汎世界主義」歴史教育研究会（編）『日本と韓国の歴史教科書を読む視点』梨の木舎, 24-29。

殷熙耗 2001 「韓国には本音を素直に語るべきです」『世界』696:10-11。

徐京植, 田中伸尚 1996, 「『自由主義史観』という名の自画自賛史観: 戦争責任を背負えない戦後日本の精神風土」『週刊金曜日』1996, 11.1号:48-52。

鄭在貞 1998 『韓国と日本—歴史教育の思想』すずさわ書房。

姜萬吉, 中塚明 2001 「対談—日韓の近代史を捉え直す—東アジアの平和をめざして」『世界』696:58-72。

李元淳 2001 「国民をどこへ連れて行こうとする歴史教育なのか」鄭在貞, 石渡延男（編）『韓国発—日本の歴史教科書への批判と提言』桐書房, 7-20。

権赫泰 2001 「教科書問題を通してみた日本社会の内面」鄭在貞, 石渡延男（編）『韓国発—日本の歴史教科書への批判と提言』桐書房, 59-84。

都正一 2001 「集団的記憶を歴史的記憶に変えうるか」『世界』696:83-98。

赤澤史郎 2000 「戦後日本の戦争責任論の動向」, 立命館法学, 274:2606-2633。

安彦一恵 1999 「何が論点か」, 安彦一恵, 魚住洋一, 中岡成文（編）『戦争責任と「われわれ」—「歴史主体」論争』をめぐって』, ナカニシヤ出版, 3-50。

上野千鶴子 1998 『ナショナリズムとジェンダー』, 青土社。

加藤典洋 1995 「敗戦後論」, 『群像』, 1995年1月号, 252-294。

上村忠雄 2000 「記憶と歴史の間で」, 『Quadrante』, 2:7-14。

高橋哲哉 1999 『戦後責任論』講談社。

自由主義史観研究会 1996 「中学教科書から『従軍慰安婦』記述の削除を要求する」, 藤岡信勝（編）『社会科教育'96年9月別冊No.429—近現代史の授業改革5』, 明治図書出版。

浜林正夫 1997, 「はじめに一連絡会結成の経過と現状」, 「教科書に真実と自由を」連絡会（編）, 『「自由主義史観」50人の反論』, かもがわ出版, 5-10。

藤岡信勝 1996→2000 「日本の悪を暴く日本人」, 藤岡信勝, 西尾幹二『国民の油断』PHP文庫, 188-196。

安丸良夫 2001 「『教科書問題』と現代日本」『世界』696:73-83。

山田朗 2001 『歴史修正主義の克服—ゆがめられた〈戦争論〉を問う』高文研。

吉田裕 1997 『現代歴史学と戦争責任』, 青木書店。

(ふじもり ひろし、東京大学大学院、YRI02256@nifty.ne.jp)

What the explanations about 'the arguments on war responsibility' mean.

The communication with East Asian sufferers countries in the age of
'the explanation on memory.'

FUJIMORI, Hiroshi

University of Tokyo
YRI02256@nifty.ne.jp

This article first shows ①that the contemporary period is in 'the epistemological age (age of self-reflection) ' and so the explanations on how interpretations on a historical fact came out — it can be called 'the explanations on memory' by definition in this article —are and will be popular, and tells ②what 'the explanations on memory' has latently as well as what are shown so far on it in the significance and the uniqueness, and then by them claims that 'the explanations on memory' emerge as the rich objects for study. On this premise, it examines what various explanations about 'the arguments on war responsibility' mean for (the people in) East Asian countries as the sufferers in the war —only Korea this time.